

平成27年

第1回市議会臨時会 議案第11号

専決処分の報告について

函館市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成27年5月21日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第1条 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表および第3項において同じ。」に、「。以下この表」を「。以下この表および第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

第26条第2項中「令で」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)で」に改める。

第118条第2項中「または第28項」を「、第28項または第30

項から第 3 3 項まで」に改める。

附則第 8 条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第 8 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 2 6 条の 6 第 1 項および第 2 項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 2 7 条の 2 第 3 項の規定による申告書の提出（第 2 7 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 3 7 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（以下この項および次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 1 0 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 1 0 項第 1 号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の 1 月 1 0 日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、地方税法施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他地方税法施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の 1 月 3 1 日までに、法附則第 7 条第 1 0 項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第 1 1 項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、地方税法施行規則で定めるところ

により、申告特例通知書を送付しなければならない。

- 4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第8条の2を附則第8条の2の2とし、附則第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第8条の3第5項中「第15条第37項」を「第15条第39項」に改め、同条第6項中「第15条第38項」を「第15条第40項」に改める。

附則第9条の見出しを「（平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成25年度分または平成26年度分」を「平成28年度分または平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地または平成25年度類似適用土地」を「平成28年度適用土地または平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）、第12条（見出しを含む。）、第17条（見出しを含む。）および第18条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第20条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地

方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

（函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 函館市税条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第65条」を「第65条第2号ア（イ）および（ウ）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第11条の2第1項および」を「第11条の2第1項ならびに第65条第1号、第2号ア（ア）および（エ）ならびにイならびに第3号ならびに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第65条」の後ろに「（第2号ア（イ）および（ウ）に係る部分に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 新条例第65条（第1号、第2号ア（ア）および（エ）ならびにイならびに第3号に係る部分に限る。）の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）附則第8条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

2 新条例附則第8条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始す

る事業年度分の法人の市民税および施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税および施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。